

(別紙1)

調査研究実施報告書

会派名 自民の風・誠真会
代表者名 別府 直



1. 調査年月日

平成25年5月20日～21日 2日間

2. 調査先

内閣府

神奈川県川崎市

3. 出席者氏名（面談者含む）

内閣府副大臣 西村康稔

川崎市 財政局資産管理部契約課 担当課長 星野 宏幹

〃 係長 松田

議会事務局 政策調査課 岡

4. 研究目的及び内容

・内閣府 T P Pにおける農業関連について

・川崎市 公契約条例について

上記のとおり報告します。

平成25年6月24日

加西市議会議長様

※ 1 添付書類

- ① 観察行程表（調査時間含む）
- ② 研修資料
- ③ 写真

川崎市 公契約条例について 視察報告

川崎市契約条例改正の背景

川崎市が発注する公共工事等においては、低価格での入札が増加しており、このような状況が続くと、ダンピングの発生や下請業者・労働者へのしづ寄せが懸念された。

賃金など労働者の労働環境と公共工事の品質を守るために、市議会で公契約条例を制定すべきだとの声が上がり、公共事業の品質を確保し、契約に携わる労働者の労働環境の整備を図るため、契約条例の改正(公契約条例の制定)が必要と判断された。

公契約条例とは何か

地方公共団体と民間企業が締結する契約に基づき、契約で働く労働者の賃金の最低額を入札・契約の条件として定め、もって、公共事業の品質の確保と労働者の労働環境の整備を図ることを目的として制定するもの。

法的課題の整理①

○憲法第27条第2項との関係

本条例では、「契約の自由」のもとに契約の相手方に労働条件の遵守を求めるものであり、公権力的な規制ではない。

○最低賃金法との関係

民主党尾立参議院議員からの質問主意書に対する答弁書で、「条例において、最低賃金法で定める最低賃金額を上回る賃金を労働者に支払わなくてはならないことは、同法上問題となるものではない」とされている。

○WTO政府調達協定との関係

条例に基づく調達手続において、入札参加の機会及び入札書の評価手続等について内国民待遇及び無差別待遇が与えられるのであれば、このような状況が直ちに政府調達協定違反を生じるとは考えられない。

川崎市の条例の特徴

- ・契約全般に係る基本的な事項が規定された。
- ・指定管理者も「公契約」の対象とされた。
- ・いわゆる「ひとり親方」も対象とされた。
- ・業務委託契約における作業報酬下限額の基準として「生活保護基準」を採用。
- ・作業報酬下限額を定めるにあたり、「審議会」の意見を聞くこととされた。

目指定出資法人や PFI 事業者の契約についても、市に準ずるよう努めることとされた。

条例のポイント

川崎市契約条例の目的(第 1 条)

この条例は、市及び市の契約の相手方になろうとする者等の責務を明らかにし、契約に関する施策の基本方針を定め、並びにこれに基づく施策を実施することによって、市の事務又は事業の質を向上させるとともに、地域経済の健全な発展を図り、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

契約に関する施策の基本方針(第 4 条)

日入札・契約における競争性・透明性・公平性を確保すること。

- ・ 談合その他の不正行為を排除すること。
- ・ 契約により市の重要な政策を推進すること。
- ・ 市内の中小企業者の受注機会の増大を図ること。
- ・ 技術的能力及び社会貢献の取組など価格以外の要素を考慮し、価格及び質が総合的に優れた内容の契約とすること。
- ・ 契約に従事する者の労働環境の整備を図ること。

契約の範囲(第 7 条)

- ・ (特定工事請負契約)

　予定価格 6 億円以上の工事請負契約

- ・ (特定業務委託契約)

　予定価格 1 千万円以上の業務委託契約のうち規則等で定めるもの、又は指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定

条例の対象となる契約件数

平成 24 年度の契約件数

- ・ 工事請負契約 29 件 川崎市の年間契約数 約 1200 件
(金額ベースでは 3-4 割占めている)
- ・ 業務委託契約 184 件
(警備、建物清掃、屋外清掃、施設維持管理、データ入力)
- ・ 目指定管理者が管理する公の施設 211 施設

労働者の範囲(第7条)

- ・工事(特定工事請負契約)
- ・契約に係る作業に従事する者
- ・自らが提供する労務の対償を得るために請負契約により作業に従事する者(ひとり親方)
- ・委託(特定業務委託契約)
- ・契約に係る作業に従事する者

作業報酬下限額の定め方(第7・11条)

- ・市長は、次に定める額を勘案し、審議会の意見を聴いて、作業報酬下限額を定めるものとする。
①特定工事請負契約については、
　　公共工事設計労務単価(農林水産省・国土交通省)
②特定業務委託契約については、
　　生活保護基準

作業報酬下限額の基準の考え方

1 公共工事設計労務単価

農林水産省及び国土交通省が、公共工事労務費調査に基づき決定した物であり、川崎市においても、工事の設計に使用しているため、基準として採用された。

生活保護基準

最低賃金と生活保護費の逆転現象や、「働くよりも生活保護を受給した方がよい」というモラルハザードに対応できるように生活保護機関を採用された。

参考 神奈川県の最低賃金

平成23年 836円 (生活保護との乖離18円)

平成24年 849円

作業報酬審議会(7条・11条)

- ・審議会の委員の構成
 - ・事業者代表 … 2名
 - ・労働者代表 … 2名
 - ・学識経験者 … 1名

条例の履行の確保①(第8~10条)

受注者の義務

- ・作業報酬の支払い
- ・台帳の作成
- ・労働者への周知
- ・労働者の権利
- ・条例に関する申出
- ・不利益な取扱を受けないこと

条例の履行の確保②(第 8~ 10 条)

○市の履行確認

- ・台帳による作業報酬支払いの確認
- ・労働者の申出への対応
- ・資料請求、立入調査、是正勧告

○契約違反への対応

- ・契約解除
- ・指名停止措置

条例の適用範囲(第 7・12 条)

- ・市が指定管理者と締結する協定
(特定業務委託契約に含まれる)
- ・特定出資法人又は PFI 事業者が締結する契約(努力義務)

【川崎市】

- ・PFI 事業 3 事業
- ・指定出資法人 27 法人(出資法人 72 法人)

検討の経過

- ・平成 21 年 12 月市長の議会答弁
- ・平成 22 年 4 月 川崎市公契約条例検討会議を設置
- ・平成 22 年 9 月市民へのパブリックコメントを実施(208 通の意見書、838 件の意見)
- ・平成 22 年 12 月市議会において全会一致で川崎市契約条例の一部改正の議案を可決し、政令指定都市で初めて公契約条例を制定。
- ・平成 23 年 4 月改正条例の施行

他都市の状況(4 月現在)

- ・条例を施行している自治体

野田市、相模原市、多摩市、渋谷区、国分寺市、厚木市

- ・新たに制定した自治体

3月 秋田

制定を検討している自治体

札幌市、川越市

対象となる契約・協定

1.予定価格 6 億円以上の工事請負契約

2.予定価格 1,000 万円以上の一定業種の業務委託契約

※一定業種…警備、清掃、施設管理、データ入力など

3.指定管理者と締結する協定

労働者の賃金

国が定める公共工事の労務単価（賃金）や川崎市の生活保護基準を参考にし、川崎市作業報酬審議会の意見を聞いた上で、市が毎年、賃金の最低金額を定める。

※平成 23 年度の賃金の最低金額

1.工事請負契約 職種ごとに異なる。

（例えば、塗装工は時給 1,980 円、交通誘導員は業務内容により時給 980～1,080 円）

2.業務委託契約 時給 893 円

3.指定管理施設 時給 893 円

今後の課題

- ・条例の実効性を担保するためには、事業者・労働者への広報の充実が必要である。

- ・公契約に携わる労働者の労働環境の整備、公共工事の品質確保が大切。

これは、川崎市としての重要な課題であると考えられている。

加西市としても、今後、公契約条例の制定に向けて動きがあると考えられるが、最低賃金レベルでの基準がいいのか、それとも積算基準を明確にした発注とその検証をしっかりと行う体制にするほうがいいのか等々、しっかりと調査研究の上での制定を考えるべきと感じられた。

TPPにおける農業関連について 視察報告

基本は、貿易はやらなければならないが、守るべきものがある。

副大臣から説明としては、TPP 環太平洋パートナーシップ協定に向けた交渉に参加する決断が3月15日行われました。国論を三分するこの問題について、数多くの様々な意見があるなか、それらも含め説明を受けました。

今、地球表面の3分の1を占め、世界最大の海である太平洋がTPPにより、一つの巨大な経済圏の内海になろうとし、TPP交渉には、太平洋を取り囲む11か国が参加をしている。

る。TPPが目指すものは、太平洋を自由に、モノやサービス、投資などが行き交う海として、世界経済の約3分の1を占める大きな経済圏が生まれつつあるなか、いまだ占領下にあつた昭和24年。焼け野原を前に、戦後最初の通商白書はこう訴えている。

「通商の振興なくしては、経済の自立は望み得べくもない。その決意の下に、我が国は自由貿易体制の下で、繁栄をつかむ道を選択し、1955年、アジアの中でいち早く、世界の自由貿易を推進するGAT-「に加入しました。輸出を拡大し、日本経済は20年間で20倍もの驚くべき成長を遂げており、1968年には、アメリカに次ぐ、世界第2位の経済大国となつた。

そして今、日本は大きな壁にぶつかつており、少子高齢化。長引くデフレ。我が国もいつしか内向き志向が強まつてしまつたのではないかと懸念するなか、その間に、世界の国々は、海外の成長を取り込むべく、開放経済へとダイナミックに舵を切り、アメリカと欧州は、お互いの経済連携協定の交渉に向けて動き出しました。韓国もアメリカやEUと自由貿易協定を結ぶなど、アジアの新興国も次々と開放経済へと転換をしている。日本だけが内向きになつたら、成長の可能性もなく、企業もそんな日本に投資することではなく、優秀な人材も集まらなくなり、TPPはアジア・太平洋の「未来の繁栄」と思われ、関税撤廃した場合の経済効果については、今後、省庁ばらばらではなく、政府一体で取り組んでいき、一つの土台として試算をされた。全ての関税をゼロとした前提を置いた場合、

我が国経済には、全体としてプラスの効果が見込まれている。この試算では、農林水産物の生産は減少することを見込み、しかしこれは、関税は全て即時撤廃し、国内対策は前提としないという極めて単純化された仮定での計算によるもので、実際には、今後の交渉によって我が国のセンシティブ品目への特別な配慮など、あらゆる努力により、悪影響を最小限にとどめることは当然のこととのこと。今回の試算に含まれなかつたプラスの効果も想定され、世界経済の3分の1を占める経済圏と連結することによる投資の活性化などの効果も、更に

吟味をしていく必要がある。

TPP の意義は、我が国への経済効果だけにとどまりません。日本が同盟国である米国とともに、新しい経済圏をつくり、そして、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々が加わり、こうした国々と共に、アジア太平洋地域における新たなルールをつくり上げていくことは、日本の国益となるだけではなくて、必ずや世界に繁栄をもたらすものと確信され、さらに、共通の経済秩序の下に、こうした国々と経済的な相互依存関係を深めていくことは、我が国の安全保障にとっても、また、アジア・太平洋地域の安定にも大きく寄与することは間違いないとのこと。

日本と米国という二つの経済大国が参画してつくられる新たな経済秩序は、単に TPP の中だけのルールにはとどまらなく、その先にある東アジア地域包括的経済連携/RCEP や、もっと大きな構想であるアジア太平洋自由貿易圏/FTAAPにおいて、ルールづくりのたたき台となり、今がラストチャンスと思われ、この機会を逃すということは、すなわち、日本が世界のルールづくりから取り残されることになる。「TPP がアジア・太平洋の世紀の幕開けとなった」。後世の歴史家はそう評価するに違いなく、アジア太平洋の世紀。その中に日本は存在し、TPP への交渉参加はまさに国家百年の計であるとのこと。しかし、残念ながら、TPP 交渉は既に開始から 2 年が経過し、既に合意されたルールがあれば、遅れて参加した日本がそれをひっくり返すことが難しいのは、厳然たる事実となり、残されている時間は決して長くなく、だからこそ、1 日も早く交渉に参加しなければならないと政府は考えてのこと。日本は世界第 3 位の経済大国であり、一旦交渉に参加すれば必ず重要なプレイヤーとして、新たなルールづくりをリードしていくことができることもあるが、一方で、TPP に様々な懸念を抱く方々におられることは当然で、だからこそ先の衆議院選挙で、自由民主党は、「聖域なき関税撤廃を前提とする限り、TPP 交渉参加に反対する」と明確にしし、そのほかにも国民皆保険制度を守るなど五つの判断基準を掲げている。国民と約束は必ず守り、そのため、総理は、先般オバマ大統領と直接会談し、TPP は聖域なき関税撤廃を前提としないことを確認されている。そのほかの五つの判断基準についても交渉の中である。このなかで、最も大切な国益とは、日本には世界に誇るべき国柄があり、美しい田園風景。日本には、朝早く起きて、汗を流して田畠を耕し、水を分かち合いながら石譜豊穣を祈る伝統があり、みんなで助け合う農村文化。その中から生まれた世界に誇る国民皆保険制度を基礎とした社会保障制度がある。

基幹的農業従事者の平均年齢は現在 66 歳で、20 年間で 10 歳ほど上がり、今の農業の姿は若い人たちの心を残念ながら惹き付けているとは言えないため、耕作放棄地はこの 20 年間で約 2 倍に増えました。今や埼玉県全体とほぼ同じ規

模となり、このまま放置すれば、農村を守り、美しいふるさとを守ることはできなく、これらは TPP に参加していない今でも既に日の前で起きている現実です。若者たちが将来に夢を持てるような強くて豊かな農業、農村を取り戻す施策とならなければならない。それどれ、地域、地域の特産物の輸出を 5 年間で 8 倍に増やした例もあり、攻めの農業政策により農林水産業の競争力を高め、輸出拡大を進めることで成長産業にするためにも、TPP はピンチではなく、むしろ大きなチャンスである。その一方で、中山間地などの条件不利地域に対する施策を、更に充実させることも当然で、東日本大震災からの復興への配慮も考慮されている。

農家の皆さんには、TPP に参加すると日本の農業は崩壊してしまうのではないか、そういう切実な不安の声もあるが、不安や懸念をしつかり心に刻んで交渉に臨んでいること。そして、あらゆる努力によって、日本の「農」を守り、「食」を守ること約束され、関税自主権を失ってしまうのではないかという指摘もあるが、TPP は全ての参加国が交渉結果に基づいて関税を削減するものであつて、日本だけが一方的に関税を削減するものではない。

そのほかにも様々な懸念もあるが、交渉を通じ、こうした意見にもしつかり対応していくとのこと説明がありました。

TPP のメリット

- (1) アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)へのステップとなる。
- (2) TPP 協定参加国間で互いの関税をなくしていくことで、貿易が盛んになる。
- (3) 日本の製品が TPP 協定参加国の国内製品と差別されないようになる。
- (4) 日本の技術やブランドが守られるようになる。
- (5) 日本企業が行った投資が TPP 協定参加国において不当な扱いを受けないようになる。
- (6) 貿易の手続きやビジネスマンの入管手続きを簡単にすることで、中小企業も海外で活動をしやすくなる。

TPP のデメリット

- (1) 原則として即時に全品目の関税の撤廃が求められ、その結果、農業の衰退や自給率の低下を招くのではないか。
- (2) 安全ではない食品が増加したり、食品の安全基準が緩和されるのではないか。
- (3) 公的な医療保険を受けられる範囲が縮小されてしまうのではないか。
- (4) 質の低い外国人専門家(医師・弁護士等)や単純労働者が大量に流入するのではないか。
- (5) 地方の公共事業が海外の企業にも一層開放されることで、海外の企業に取ら

れてしまうのではないか。

(6)外国人の投資家が訴えることで、日本の国内制度を変更させられるなど、国家主権にも影響が及ぶのではないか。(ISDS 制度)

TPP の農業関連について詳しく説明を受けましたが、何もせずにいれば、TPPに入る入らないに関わらず農業は後継者がいなくなり、耕作放棄地も増え衰退していく悲惨であると考えられる。しっかりと今後の地域の農業を見据えていかなければならない状況にきていると思われます。国の動きをよく見て地域の特性を考慮し農産品を組織として開発、販売までトータルにした農業を育していく必要性を強く感じられました。